

障害のある人の外出・移動支援制度（市町村別一覧）

- この資料は、県下全域で実施される移動支援制度や県内市町村が行う移動支援の取り組みについて、各市町村窓口等に照会し、取りまとめたものです。
- 必ずしも難病のある人すべてが利用可能な制度ばかりではありませんが、外出の際の参考としてご利用ください。
- なお、制度の詳細や利用に際してのお問い合わせは、表中「お問い合わせ先」にお尋ねくださいますようお願いいたします。
- その他資料全般に関するお問い合わせやご意見については、県医薬安全課または県難病相談・支援センターまでご連絡ください。（巻末に連絡先を掲載しています。）

令和元年7月(一部改訂)

岡山県難病相談・支援センター
岡山県 保健福祉部 医薬安全課

障害のある人の外出・移動に係る支援制度

事業主体等	区分	項目	内容	利用対象者	問い合わせ先
民間事業者	割引	JR旅客鉄道運賃	運賃及び普通急行料金が5割引 普通乗車券：一人で利用する場合は1種2種とも片道100km以上 介護者も乗車の場合は1種のみ割引対象となり、片道100km以下でも適用 定期乗車券：障害者が介護者と乗車する場合は双方割引 一人のみは不可 回数乗車券、普通急行券：第1種は介護者とともに乗車の場合のみ第2種はいずれも不可	身体障害者手帳または療育手帳所持者	JR駅窓口
		路面電車運賃	乗車券(運賃)は5割 定期乗車券は3割それぞれ割引 第1種は障害者が介護者とともに乗車する場合、介護者も割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	岡山電気軌道(株) (営業窓口)
		路線バス運賃	乗車券(運賃)は5割 定期乗車券は3割それぞれ割引 第1種は障害者が介護者とともに乗車する場合、介護者も割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	各バス会社営業窓口
		タクシー運賃	運賃・料金の1割引	身体障害者手帳、療育手帳所持者	県タクシー協会 086-272-3451
		航空機運賃	第1種は介護者がともに搭乗する場合は介護者も適用 割引率は航空会社によって異なることもあり、適用区間は国内定期航空路線	身体障害者手帳、療育手帳所持者	航空券販売窓口
		船舶運賃	事業者によって割引率が異なる	事業者によって割引対象者が異なる	各船舶会社
		有料道路通行料金	全国の有料道路事業者が統一的に実施する割引制度で通常料金の半額 事前登録が必要	本人運転：身体障害者手帳所持者 介護者運転：本人が第1種身体障害者手帳、療育手帳Aを所持	市町村福祉担当窓口
保有	リフト付バス・タクシー	車椅子に乗ったまま利用できる貸し切りバス及びタクシー 予約が必要	利用を希望する者	両備バス他 タクシー会社(一部)	
岡山県全域	交付	駐車禁止除外標章	駐車禁止区域内でも他の交通のさまたげにならない限り、短時間駐車が認められる標章の交付 県身体障害者福祉連合会を経由して申請する場合は手数料が必要	身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の区分ごとに定める歩行が困難であると認められる者	各警察署交通課又は 県身体障害者福祉連合会 086-223-4562
		「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証	身体障害者等用駐車場を真に必要な者がより利用しやすくするための駐車場利用証の交付	身体、知的、精神に障害のある者、高齢者や難病のある者、けが人や妊産婦で歩行困難な者	県障害福祉課 086-226-7343 他(注1参照)
	貸与	身体障害者補助犬	身体障害者が必要とする人への貸与であり、貸与は無料であるが、飼育に係る経費は貸与を受けている者が負担 随時の募集ではなく、募集時期は決まっている	在宅で18歳以上の次のいずれかに該当する人(世帯所得要件有り) * 盲導犬：視覚障害1級の身体障害者手帳所持者 * 聴導犬：聴覚障害2級以上の身体障害者手帳所持者 * 介助犬：肢体不自由2級以上の身体障害者手帳所持者	市町村福祉担当窓口
	障害者総合支援法	移動支援	障害者自立支援法(H25.4.1から障害者総合支援法)に基づく市町村の必須事業である地域生活支援事業の中の移動支援として行うもの 移動支援は、①個別支援型 ②グループ型 ③車両移送型 に分類 個別支援型は、ニーズのある市町村では全て実施 内容は外出が困難な障害のある人へのガイドヘルパー等の派遣 支援内容は市町村によって異なる	利用対象となる者は市町村によって異なる	市町村福祉担当窓口
車両移送	福祉有償運送	道路運送法第78条第2項により、有償で自家用自動車によって身体障害者等を移送することのできる「自家用有償旅客運送」のひとつとして、NPO法人や社会福祉法人等が実施 タクシーの半額程度の運賃で福祉車両等により送迎するもので、事前に運送者に登録が必要 登録後は予約して利用	他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難であって、次のいずれかに該当する者 ①身体障害者手帳所持者 ②介護保険法による要介護認定または要支援認定を受けている者 ③その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者	運送者 ○岡山県保健福祉部障害福祉課のホームページに 県内の福祉有償運送情報を掲載しています。	

事業主体等	区 分	項 目	内 容	利 用 対 象 者	問い合わせ先
岡山市	助成	福祉タクシー	タクシーを利用する場合、乗車料金(1回につき500円)を助成 利用券を1月あたり4枚から最大12枚まで交付	在宅の身体障害者手帳1級2級または療育手帳A所持者で所得税非課税世帯	市各福祉事務所 (注2参照) 市障害福祉課 086-803-1236
		身体障害者補助犬飼育費	現に身体障害者補助犬を飼育している者に月額6,000円助成	在宅で18歳以上の次のいずれかに該当する人(世帯所得要件有り) * 盲導犬:視覚障害1級の身体障害者手帳所持者 * 聴導犬:聴覚障害2級以上の身体障害者手帳所持者 * 介助犬:肢体不自由2級以上の身体障害者手帳所持者	
	減免	市営駐車場料金	市営駐車場を利用する場合、駐車料金の1/2を減額 精算前に手帳を提示	1. 身体障害者で自動車税、軽自動車税の減免措置を受けている自動車を自ら運転もしくは生計を一にする者の運転に同乗する場合 2. 自ら運転する場合は身体障害者手帳1級2級所持者 3. 同乗する場合は身体障害者手帳1級2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級所持者	区役所地域整備課等 (注3参照)
		市営自転車等駐車場	定期に利用する場合、駐車場管理人に手帳を提示、定期利用申請することにより全額免除	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳および戦傷病者手帳所持者	区役所地域整備課等 (注3参照)
障害者総合支援法	移動支援	1月あたり50時間を上限としてガイドヘルパーを派遣 利用料は30分につき90円 ただし生活保護・低所得世帯は無料	視覚障害者、下肢・体幹機能・移動機能障害1～4級の身体障害者(児)、知的障害者、精神障害者、難病患者等であって、かつ視覚障害、下肢障害又は体幹機能障害により屋外での移動が困難な者	市各福祉事務所 市障害福祉課 086-803-1235 市保健所 健康づくり課 086-803-1271	
倉敷市	助成	移動支援	つぎのとおり ただし1～5の重複助成は不可 1. 自動車燃料チケット:自動車税、軽自動車税の免除適用車両または改造自動車の運行に要する燃料費助成 月額2,000円(要件によっては6,000円) 2. 福祉タクシーチケット:タクシーを利用する場合の利用料助成 月額2,000円(要件によっては6,000円) 3. リフトタクシーチケット:リフトタクシーまたは寝台用車両を利用する場合、 月額4,000円 4. バス利用:路線バスを利用する場合の利用料助成 月額1,000円(要件によっては3,000円) 5. 鉄道運賃:鉄道を利用する場合の利用料助成 月額6,000円 6. 盲導犬飼育費:盲導犬の飼育に要する経費助成 月額6,000円	1. ①在宅の身体障害者手帳1級2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級所持者で自動車税等免除適用車を所有し、運転する所得税非課税者 ②在宅の身体障害者手帳所持者で改造車両を所有、運転する所得税非課税者 2. 在宅で、身体障害者手帳1級2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級2級のいずれかを所持する所得税非課税世帯の者 3. 在宅の障害者手帳1級2級所持者で、車椅子またはストレッチャーを常に移動手段としている所得税課税年額が14万円以下の者 4. 在宅で、身体障害者手帳1級2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級2級のいずれかを所持する所得税非課税世帯の者 5. 在宅で身体障害者手帳1級2級を所持し、人工透析または特定医療費(指定難病)受給者証所持者で、週2回以上通院の必要のある所得税非課税世帯の者 6. 在宅で、身体障害者手帳1級の視覚障害者で盲導犬の飼育を必要とする者	市障がい福祉課 086-426-3305 市各保健福祉センター 福祉課(注4参照)
		施設通所者交通費	公共交通機関等を利用して特定の施設へ通う場合の交通費助成 助成額:バス・電車利用の場合、実質運賃の1/2 自動車等を運転して通う場合 月額1,500円	市内の施設(就労移行支援事業所、就労継続支援事業所(A型、B型)、地域活動支援センターⅢ型又は作業所)へ通う身体障害者、知的障害者及び精神障害者	
	貸し出し	福祉車両	リフト付車両の貸し出し 原則貸し出し期間は3日間 貸出料は無料 ただしガソリン代は利用者負担	心身に障害のある者及びその家族、心身障害者関係団体等	市社会福祉協議会 (注5参照)
	障害者総合支援法	移動支援	ヘルパーの派遣による移動支援 利用者負担は原則1割、生活保護・低所得世帯は無料	知的障害者、精神障害者、視覚障害者、全身性障害者等	市障がい福祉課 086-426-3305

事業主体等	区 分	項 目	内 容	利 用 対 象 者	問い合わせ先
津山市	助成	重度心身障害者タクシー利用券等	タクシー利用券または給油券またはバス券 ①タクシー券:4枚×12か月＝48枚(1冊あたり) 1枚400円以内 ②給油券:2枚×12か月＝24枚(1冊あたり) 1枚400円以内 ③バス券:15枚×12か月＝180枚(1冊あたり) 1枚100円以内	[1冊]身体障害者手帳1級、下肢・体幹障害2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のどれかに該当している者のうち低所得世帯(市民税均等割以下)の者 [4冊]腎臓機能障害1級で低所得世帯(市民税均等割以下)の者 [2冊]腎臓機能障害1級で上記以外の世帯の者	市障害福祉課 0868-32-2067
	車両による移送	福祉タクシー	リフト付ワゴン車を中型タクシー(基本料金570円)で利用可能 民間事業者に運行委託	車椅子や寝たきりでストレッチャーを利用する者	勝田交通 0868-22-1234
		市制度による有償運送	市のNPO法人への委託による軽自動車での移送 会員制で、会費は年額2,000円 利用料は1時間あたり900円	1～3級の下肢または体幹機能障害の身体障害者手帳所持者で 所得税及び市民税所得割非課税世帯	市障害福祉課 0868-32-2067
	貸し出し	リフト付ワゴン車	貸出料は無料 ただし軽油代は利用者負担	車椅子利用者	市社会福祉協議会 0868-23-5130
		福祉バス	運転には大型免許が必要 電話予約が必要で、利用15日前までに申請 貸出料は無料 ただしガソリン代は利用者負担	一定の利用者がいる障害者関係団体や施設	
	障害者総合支援法	移動支援	ヘルパー等の派遣による個別移動支援 利用者負担は1割 ただし、市民税非課税世帯及び生活保護世帯の者は自己負担なし	①1級2級の下肢、体幹、移動機能、視覚、または聴覚の障害のある身体障害者手帳所持者 ②療育手帳所持者 ③1級2級の精神障害者保健福祉手帳所持者 ④精神通院医療に該当する自立支援医療受給者 ⑤難病の者	市障害福祉課 0868-32-2067
玉野市	助成	人工透析治療者通院費	医療機関に通院している者への通院費助成 助成額は市外通院は月額5,000円 市内通院は月額3,000円	腎臓機能障害者で、人工透析治療のため、市内外の医療機関に通院している者	市福祉政策課 0863-32-5556
	障害者総合支援法	移動支援	ヘルパーの派遣による個別移動支援 利用者負担は原則1割	全身性障害者、視覚障害者、知的障害者、精神障害者	
笠岡市	助成	人工透析患者交通費	月額2,500円	身体障害者手帳(腎臓機能障害)を所持し、人工透析のため通院している所得税非課税者	市福祉事務所 0865-69-2133
		タクシー料金	タクシー料金の一部(基本料金)を助成 チケット48枚綴りを年1冊交付	所得税非課税世帯の者で、身体障害者手帳(1級2級)または療育手帳を所持している者 ただし透析患者は除く	
		心身障害者(児)定期旅客船交通費	市内の定期航路(高速船を除く)の運賃を助成 無料乗船券48枚綴りを年1冊交付	市の島しょ部に住所を有する、身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者	
		心身障害者(児)定期路線バス交通費	市内定期路線バスの運賃を無料とする(無料バス券交付)	市内に住所を有する心身障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳の所持者	
	障害者総合支援法	移動支援	個別支援は、身体介護を伴う場合の自己負担は30分あたり130円 身体介護を伴わない場合は30分あたり自己負担は80円 グループ支援は、介護者1人につき30分あたり自己負担は120円 ただし、市民税非課税世帯及び生活保護世帯の者は自己負担なし	①視覚障害のある身体障害者手帳所持者または第1種身体障害者に該当する者 ただし内部障害は移動に車椅子使用が不可避の者 ②療育手帳所持者 ③精神障害者保健福祉手帳所持者また医師が精神障害を認めた者	
井原市	助成	福祉タクシー・福祉バス料金	タクシー基本料金またはバス最低運賃の乗車券を月8枚交付 タクシー、バス事業者は指定	在宅の市民税非課税で、①障害者手帳1級2級 ②療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳1級2級 ④特定疾患 ⑤人工透析(人工透析患者の通院交通費助成を受けている者を除く) ⑥小児慢性特定疾患 ⑦障害者総合支援法に規定する難病患者等 ⑧一定の条件を満たす65歳以上の者	市福祉課 0866-62-9518
		人工透析患者通院交通費	月額4,000円以内	通院により人工透析を受けている者 ただし福祉タクシー、福祉バスの助成を受けている者を除く	
		施設通所者(児)交通費	定期乗車券購入に要した自己負担額の1/2 自家用車で通学通所の場合はガソリン代として月4,000円以内	特別支援学校や福祉施設におおむね週1回以上継続して通学通所する身体障害者、知的障害者、精神障害者で公共交通機関や自家用車を利用する者及びその家族	
	障害者総合支援法	移動支援	ヘルパーの派遣による外出支援 利用者負担は原則1割 上限額有り またヘルパーの交通費は実費負担	重度身体障害者、知的障害者、精神障害者のうち必要と認めた65歳未満の者及び視覚障害者 グループでの支援は身体介護を必要としない人に限る	

事業主体等	区 分	項 目	内 容	利 用 対 象 者	問い合わせ先
総社市	割引	デマンドバス運賃	デマンドバス「雪舟くん」運賃の割引 登録制で、一般運賃300円から100円割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	市交通政策課 0866-92-8249
	助成	難病等患者及び人工透析患者療養 通院費	通院費の一部として月2,500円の助成金を支給	市内に1年以上住所を有し、所得税非課税世帯に属する者で次の要件に該当する者 ①特定医療費(指定難病)受給者証所持者 ②人工透析治療を受けている者	市福祉課 0866-92-8269
		いきいきチケット	介護タクシー、福祉有償運送、福祉タクシーの料金支払いにのみ利用できる チケットを交付(一般のタクシー、バス、「雪舟くん」には利用できない) 助成額は年間5,000円分 ただし下半期(10月～翌年3月)に申請した場合は2,500円	身体的条件等のため単独でデマンドバス「雪舟くん」が利用できない者のうち、次のいずれかに該当する者 ①要支援または要介護の認定を受けている者 ②身体、知的、精神その他障害のある者	
	障害者総合支援法	移動支援	ホームヘルパー等の派遣による個別支援 利用者負担は原則1割	全身性障害者、知的障害者、精神障害者	
高梁市	車両による移送	市町村委託福祉移送サービス	年会員として登録のあった者に対して自動車まで目的地まで送る 年会費1,000円、移動時間30分あたり500円、待ち時間1時間あたり500円(右記④の方は別途距離に応じた料金) 利用は年間24回まで(右記④⑤の方は必要に応じた回数)	他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、かつ単独で公共交通機関を利用することが困難なもので、①75歳以上高齢者非課税世帯者 ②身体・知的・精神手帳所持者 ③介護認定を受けている者 ④人工透析医療を受けている者 ⑤難病、末期がん、白血病、肝炎の医療を受けている者	市社会福祉協議会 0866-22-7243
	助成	人工透析患者交通費	人工透析のため通院治療をしている者への交通費助成 一人あたり月額10,000円を限度にバス及び鉄道運賃の半額、または福祉移送サービス利用料の半額	月3回以上人工透析のため通院治療をしており、医療機関の通院証明を受けている者	市福祉課 0866-21-0284
	障害者総合支援法	外出ガイドヘルプ	ホームヘルパー等の派遣による個別支援 利用者負担は原則1割	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等	
新見市	助成	人工透析患者通院費	人工透析のために通院する場合の交通費助成 1km未満 月額1,500円 1km以上2km未満 月額2,000円 2km以上15km未満 月額2,500円 15km以上20km未満 月額3,000円 20km以上25km未満 月額3,500円 25km以上30km未満 月額4,000円 30km以上 月額4,500円	身体障害者手帳所持者で人工透析療法のために医療機関へ通院している者	市福祉課 0867-72-6126
	貸し出し	福祉車両の貸し出し	貸し出しは無料、燃料代は利用者負担	重度身体障害者、難病患者	市社会福祉協議会 0867-72-7306
	障害者総合支援法	移動支援	ホームヘルパーの派遣による個別支援 利用者負担は原則1割	視覚障害者、知的障害者、全身性障害者	市福祉課 0867-72-6126
備前市	助成	特定疾患医療附帯療養交通費	医療機関までの交通機関料金の半額を支給 自家用車の場合は公共交通機関料金相当額の半額 ただし、週2回以内、1人月額交通費額は5,000円を上限とする	市内に住所を有する特定疾患の患者、人工透析治療を受けている人で通院治療を受けている人 ただし、本人またはその扶養義務者の市町村民税における所得が一千万円未満で、申請日において市税の滞納がない人	市社会福祉課 0869-64-1824
	障害者総合支援法	移動支援	ホームヘルパーの派遣による個別支援 利用者負担額は時間によって異なり、また身体介護を伴うか否かによって異なる	視覚障害者、肢体不自由障害者、知的障害者、重度身体障害者 ただし行動援護、重度訪問介護、通院介助の介護給付を受ける者は除く	
瀬戸内市	助成	福祉タクシー券	タクシーを利用する場合の基本料金の助成 年間60枚を限度として利用券(1枚500円)を交付 ただし特定医療費(指定難病)受給者証の交付を受けている者で週3回以上通院を余儀なくされ他の交通手段が利用できない者、人工透析を受けている者については年間120枚 ただし、市が指定するタクシー会社に限る	在宅の身体障害者手帳1,2級 療育手帳A級所持者	市福祉課 0869-26-5943
	障害者総合支援法	移動支援	ヘルパーの派遣による個別支援 利用者負担は原則1割 飲食代など必要経費の実費負担が生じる場合がある	外出時に移動の支援が必要な障害者 ただし重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の支給決定を受けている者を除く	
赤磐市	助成	福祉タクシー券	タクシー初乗り料金を控除する利用券を交付 一人あたり年間24枚以内 ただし市が指定するタクシー会社に限る	身体障害者1～3級、療育手帳及び1級2級の精神障害者保健福祉手帳所持者等で住民税非課税世帯に属する者 市内に1年以上住所を有し、かつ居住している者	市社会福祉課 086-955-1115
		リフトタクシー券	1回の乗車につき3,000円を限度として一人あたり年間12枚以内交付 ただし市が指定するタクシー会社に限る	重度身体障害者等で寝たきり、準寝たきりの状態が6か月以上継続すると認められ、普通車で移動が困難な者	
	障害者総合支援法	移動支援	ヘルパーの派遣による個別支援 利用者負担は原則1割	身体障害者、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者等	

事業主体等	区 分	項 目	内 容	利 用 対 象 者	問い合わせ先
真庭市	割引	市コミュニティバス運賃	申請により運賃減免許可証明書の交付を受けることによって、利用する場合に5割引	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者 身体障害者手帳第1種または療育手帳所持者の介護者	市福祉課 0867-42-1581
	助成	重度心身障害者タクシー利用券	タクシーを利用する際の料金の一部を、利用券の交付により助成 利用券は月額3,000円(年間36,000円) 障害者の通院・通所交通費助成との併用受給はできない	身体障害者及び知的障害者 ただし身体障害者は障害の部位、等級によって利用できない場合がある また知的障害者はA判定の者	
		障害者の通院・通所交通費	人工透析、特定疾患の治療、授産施設や療育訓練のために通所する者への交通費助成 距離や通所回数によって助成金額は異なる 重度心身障害者タクシー利用助成との併用受給はできない	①人工透析のための通院者 ②特定疾患の治療のため1か月に4回以上の通院者 ③授産施設等に月の開所日のうち半数以上の通所者 ④医療機関や専門療育機関への療育訓練のための通所者	
		盲導犬飼育費	助成額は月6,000円	身体障害者手帳1級の視覚障害者で、盲導犬を飼育している者	
	車両による移送	福祉移送サービス	事前登録制 登録料 年間1,200円 利用料 15分250円 月6回まで 運転手による身体介助は不対応	①介護保険法による要支援1以上の者 ②身体障害者、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者 ③その他障害のある者等 ①～③の在宅者で外出するのに介護者がいないと移動が困難で、1人でタクシーなどの公共交通機関も利用できない者	市福祉課 0867-42-1581
	貸し出し	福祉車両の貸し出し	車椅子送迎車の貸し出し	車椅子使用者の家族や車椅子使用者を移送するボランティア	市社会福祉協議会 0867-52-1500
	障害者総合支援法	移動支援	ヘルパーの派遣による個別支援 身体介護を伴う場合4,000円、30分ごと900円、身体介護を伴わない場合は1,700円、30分ごと850円。 ただし利用の上限は、障害者は月20日、障害児は月10日	①下肢、体幹、移動機能、視覚、聴覚障害1級2級の障害者 ②知的障害者更正相談所等で知的障害者と判定された者 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	市福祉課 0867-42-1581
美作市	助成	特定疾患医療付帯交通費	通院交通費の一部を給付 支給回数は週2回以内、月5,000円を限度とし、医療機関までの交通機関料金の半額 なお自家用車の場合はバス料金並みとする	特定疾患、小児慢性特定疾患、人工透析が必要な腎不全の治療のために医療機関に通院している者	市社会福祉課 0868-75-3913
		盲導犬飼育費用	助成額は月6,000円 ただし所得制限有り	身体障害者手帳所持者で盲導犬の貸与を受けている者	
	障害者総合支援法	移動支援	ヘルパーの派遣による個別支援 利用料は、身体介護を伴う場合は1時間未満400円、以後30分ごと90円 身体介護なしの場合は、1時間未満170円、以後30分ごとに85円	視覚障害者、全身性障害者、知的障害者、精神障害者、特定の要件を満たす難病患者で移動の支援	
浅口市	助成	障害者移動助成	人工透析のために通院する場合の交通費助成 所得税非課税者は月2,500円、所得税課税者は月1,500円	身体障害者手帳を所持する人工透析患者	市社会福祉課 0865-44-7007
	障害者総合支援法	移動支援	ヘルパーによる個別支援 利用者負担は原則1割	外出時に移動の支援が必要な障がい者	
和気町	助成	社会復帰施設交通費	町外の通所施設、地域活動支援センター等に通うための交通費 助成額は公共交通機関の交通費の1/2 上限額は月5,000円	身体障害者、知的障害者、精神障害者で町外の障害者総合支援法に規定する就労移行支援、就労継続支援・地域活動支援センターへの通所者	町健康福祉課 0869-93-3681
	障害者総合支援法	移動支援	ヘルパーの派遣による個別支援 利用者負担は原則1割	視覚障害者、全身性障害者、知的障害者、精神障害者等	
早島町	助成	特定疾患患者療養通院費	医療機関に通院した際の通院費の一部助成 月4,000円 ただし住民税所得割非課税世帯に限る	特定疾患患者	町健康福祉課 086-482-2483
	障害者総合支援法	移動支援	ヘルパーの派遣による個別支援 身体介護を伴う場合は、1時間未満250円、以後30分ごとに100円 身体介護を伴わない場合は、1時間未満150円、以後30分ごとに75円	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者 ただし医師の診断書によっても対応	
里庄町	貸し出し	福祉車両の貸し出し	リフト付普通乗用車の貸し出し	車椅子を利用する障害のある者	町社会福祉協議会 0865-64-7218
	助成	障害者通院支援金	人工透析の通院に要する費用の一部助成 通院1回につき1,500円 ただし月2回まで	人工透析患者で町内に1年以上居住している住民税非課税の者	
	障害者総合支援法	移動支援	ヘルパー等の派遣による支援 利用者負担は原則1割 身体介護を伴う者は1時間2,500円 伴わない者は1時間1,500円	外出時に移動の支援が必要な者	町健康福祉課 0865-64-7211

事業主体等	区 分	項 目	内 容	利 用 対 象 者	問い合わせ先
矢掛町	助成	難病者等給付金	3,000円/月(36,000円/年)支給(年2回に分けて支給)	町内に1年以上住所を有する者で、特定疾患等に該当し、治療を受けている者	町保健福祉課 0866-82-1013
		福祉タクシー料金	600円の利用券月4枚支給	①身体障害者手帳1級2級所持者 ②療育手帳A所持者	
	障害者総合支援法	移動支援	ヘルパーの派遣による個別支援 利用者負担は原則1割	外出時に移動の支援が必要な障害者で町の認める者	
新庄村	助成	特定疾病等医療附帯療養交通費	最寄りの医療機関までの公共交通利用料の半額 ただし公共交通機関を利用しない場合はkmにつき20円 週2回以内とし、月額上限5,000円	特定患者等に該当し、通院治療を受けている者 特定疾患患者(身体障害者手帳は不問) 小児患者 人工透析患者	村民福祉課 0867-56-2646
		障害児(者)通学通園助成	年に2回に分けて支給 村外の特別支援学校・児童福祉施設の通学通園者は月5,000円 村外の就労支援施設・福祉作業所通所者は月4,000円	障害児で送迎サービスのない人並びに交通費の支給、助成を受けていない者 ①特別支援学校通学者 ②児童福祉施設通園者 ③就労移行支援・就労継続支援施設に月10日以上通所する者 ④福祉作業所等に月10日以上通所する者	
	割引	コミュニティバス運賃	申請により、利用する場合半額に割引	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者	
	障害者総合支援法	移動支援	無料 中学生以上の障害のある者は月20時間以内 小学生以下の障害のある者は月10時間以内 ただし場合によっては必要量を支給	外出時に移動の支援が必要な者	
鏡野町	助成	特定疾患医療附帯療養交通費	医療機関までの交通機関料金 支給対象回数は週2回以内で、最高限度額は旧町単位で設定し、異なる	腎臓機能障害による手帳の所持者で通院治療をしている者	町保健福祉課 0868-54-2986
	障害者総合支援法	移動支援	ヘルパー等の派遣による支援 利用者負担は原則1割	屋外での移動が困難な障害のある者	
勝央町	障害者総合支援法	移動支援	ヘルパーの派遣による個別支援 利用者負担は原則1割	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者	町総合福祉センター (町健康福祉部) 0868-38-7102
奈義町	障害者総合支援法	移動支援	ヘルパーの派遣による個別支援 利用者負担は原則1割	原則として身体障害者、知的障害者、精神障害者で手帳を所持する者	こども・長寿課 (保健相談センター) 0868-36-6700
西粟倉村	障害者総合支援法	移動支援	移動に係る援助で個人またはグループ単位での利用可 利用者負担は原則1割	身体、知的、精神上的の障害があり、移動の際に支援を必要とする者	村保健福祉課 0868-79-7100
久米南町	助成	特定疾患患者交通費	原則通院治療が可能な最寄りの医療機関までの公共交通機関の運賃 ただし月限度額25,000円(タクシーは支払額の4割を補助)	人工透析等を受けるために通院を要する者	町保健福祉課 0867-28-4411
		タクシー利用券	年間24枚(月2枚)を限度として、タクシー利用券(1枚500円)を一括交付	運転免許を所持し、自家用車を保有する者は除く身体障害者1級または2級所持者、療育手帳A所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者	
	障害者総合支援法	移動支援	ヘルパーの派遣による支援 身体介護型と見守り型の2種別 利用料も異なる	聴覚・言語機能・音声機能、その他障害のため意思の疎通を図ることに支障がある障害者 在宅の特定疾患患者等、小児慢性特定疾患患者、人工透析患者、先天性血液凝固因子障害等患者及びその他町長が認める疾患に罹患した者で通院治療を受けている者	
美咲町	助成	特定疾患等通院交通費	補助額は1日500円 ただし月7,000円を限度とする	身体障害者手帳1級2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級の所持している在宅の者 ただし特定疾患等通院交通費補助を受けている者を除く	町福祉事務所 0868-66-1129
		重度心身障害者タクシー券	タクシー利用券または給油券 ①タクシー券 12,000円分 ②給油券 6,000円分	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	
	割引	美咲町黄福タクシー	①タクシー料金 個人負担 町内 330円 ②イベント時 タクシー料金 100円	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	町くらし安全課 0868-66-1112
	障害者総合支援法	移動支援	ヘルパーの派遣による支援 ただし通院は対象外 利用者負担は原則1割	①療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者 ②視覚障害、聴覚障害で身体障害者手帳の所持者 ③下肢、体幹、移動機能の障害者で1,2級の者	町福祉事務所 0868-66-1129
吉備中央町	助成	特定疾患患者等交通費	①起点地から医療機関までの距離(km)に40円を乗じた金額を助成 ②町外の医療機関に通院治療を行った場合に、起点地から医療機関までの距離(km)に40円を乗じた金額を助成 ※いずれも助成上限額は月額14,000円	①特定医療費(指定難病)受給者証や小児慢性特定疾患児手帳所持者で、月4回以上の通院の者 ②身体障害者手帳所持者で、人工透析患者で町外の医療機関に月4回以上通院治療をする者	町福祉課 0866-54-1317
		障害者総合支援法	移動支援	ヘルパーによる個別移動支援 利用者負担は原則1割	

◆全体的注意事項◆ 制度を利用できる方については、「利用対象者」欄に記する条件の他、当該市町村に住所を有すること、あるいは一定期間の居住実績を必要とする場合があります。

◇お問い合わせ先◇

注1 県障害福祉課の他、県の県民局及び市町村の福祉担当窓口、県及び岡山市の更生相談所、県及び岡山市、倉敷市の保健所でも手続きができます。

注2 岡山市福祉事務所 *北区中央 086-803-1209 *北区北 086-251-6530 *御津 086-724-1111 *建部 086-722-1112 *中区 086-901-1231 *東区 086-944-1822
*瀬戸 086-952-1112 *南区西 086-281-9620 *灘崎 086-363-5201 *南区南 086-230-0321

注3 岡山市区役所地域整備課 *北区 086-803-1685 *中区 086-901-1633 *東区 086-944-5048 *南区 086-902-3527 *北区建部支所 086-722-1113 *東区瀬戸支所 086-952-1115

注4 倉敷市保健福祉センター福祉課 *水島 086-446-1114 *児島 086-473-1119 *玉島 086-522-8118 *真備 086-698-5113

注5 倉敷市社会福祉協議会 *倉敷 086-434-3301 *水島 086-446-1900 *児島 086-473-1128 *玉島 086-522-8137

○参考事項○ その他、福祉移送に関する用語として参考に付記します。

「福祉タクシー」・・・道路運送法第4条に基づく一般乗用旅客自動車運送事業として**リフト付等の福祉車両による運送**をいいます。

「ヘルパーによる有償運送」・・・訪問介護事業者が、道路運送法第4条または第43条に基づく特定乗用旅客自動車運送事業の許可を得て通院時の乗降介助を行う場合等は、**介護保険の対象となる場合があります**。

・制度の詳細や利用に際してのお問い合わせは、表中「お問い合わせ先」にお尋ねくださいますようお願いいたします。

・その他資料全般に関するお問い合わせやご意見については、下記までご連絡ください。

◎岡山県難病相談・支援センター 電話086-246-6284 *日曜日・月曜日・祝日は休館

◎岡山県 保健福祉部 医薬安全課 電話086-226-7342